

郡上市告示第 55 号

郡上市稲作担い手支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日

郡上市長 山 川 弘 保

郡上市稲作担い手支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、郡上市内において稲作を中心に農業経営を行っている認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に基づき認定を受けた者をいう。）及び認定新規就農者（同法第 14 条の 4 に基づき認定を受けた者をいう。）の経営基盤の強化を図るため、予算の範囲内において農業機械の修繕等に係る経費に補助金を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成 16 年郡上市規則第 39 号）の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 交付の対象者は、郡上市内において営農を行うもののうち、市内に本拠地を置き、かつ、1 ha 以上の経営面積を有する農地中間管理事業の利用、又は作業受委託を行っている認定農業者及び認定新規就農者（以下「農業者」という。）とする。

(交付条件)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、補助金の交付を受ける年度以降、少なくとも 5 年間（補助金の交付決定を受けた年度は含まない。）継続して農業経営を行うものでなければならない。ただし、不慮の事故その他農業経営を継続できない事由として市長が認める場合についてはこの限りでない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、次のいずれかの費用とし、一農業者につき 1 回に限り補助するものとする。ただし、農業機械修繕を対象とした保険等に参加している者については、その保険等で支払われた分の残りの修繕費を補助対象とする。

- (1) 劣化、摩耗又は突発的な故障による農業機械の修繕費及び備品購入費
- (2) 定期的な点検に係る経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認めるもの。ただし、燃料、高品位尿素水、オイル交換、クーラント交換、グリスアップ等の油脂類、添加剤類、冷却水類等の消耗品に係る経費は除くものとする。

2 前項の補助の対象とする機械は、農業者が所有する機械のうち、田植え機、トラクター（アタッチメント含む）及びコンバインとする。

3 補助金の対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、第4条第1項に掲げる費用のうち、その3分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)で3万円以上のものとし、30万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、交付を受けようとする年度の12月22日までに市長に提出しなければならない。

(1) 修繕費又は備品購入費に係る見積書の写し

(2) 修繕をしようとする農業機械の写真

(3) 農業機械の修繕を対象とした保険等に参加している者については、その証書又はそれに類する書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 修繕作業前写真又は備品取付前写真

(2) 完成写真

(3) 領収書又は支払を証明する書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。